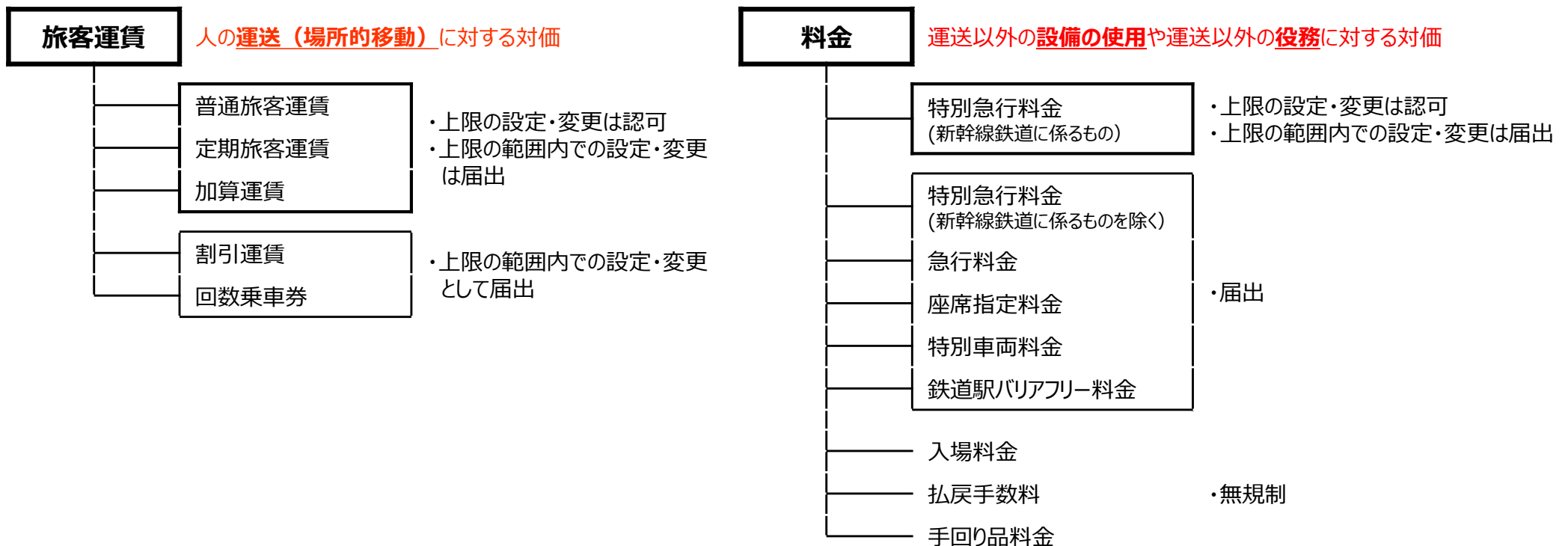


参考資料

令和5年6月
国土交通省鉄道局

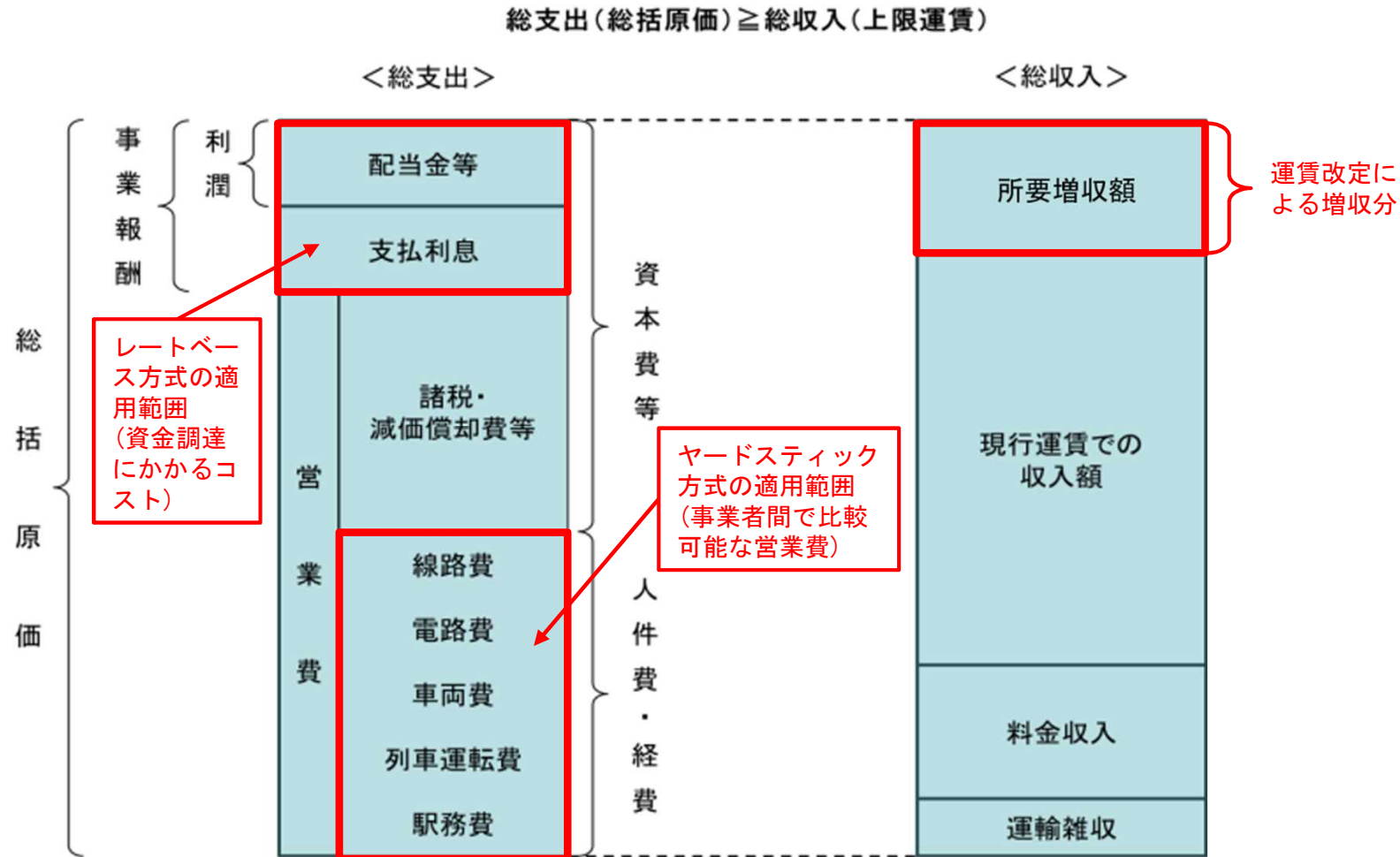
鉄道運賃・料金の体系

- 鉄道事業法において「運賃」とは、「人又は物品の運送（場所的移動）に対する対価」を指し、「料金」とは、「運送以外の運送事業者の提供する設備の使用又は運送以外の役務に対する対価」を指すものと整理。
- 「運賃・料金」に対する国の関与については、利用者の保護及び鉄道事業者の自主性・主体性の尊重との両立の観点から、以下のとおり整理されている。
 - ① **上限認可制**（普通旅客運賃・定期旅客運賃・加算運賃・新幹線特急料金）
 - 鉄道事業者が支配的・優位的な地位を利用して不当に高額な運賃・料金を設定する可能性があるなど、利用者の利益に与える影響が大きいと考えられるもの
 - ② **事前届出制**（割引運賃、新幹線以外の特急料金や急行料金、座席指定料金、特別車両料金（グリーン車））
 - 他の料金と比較して高額ではないなど、利用者の利益に与える影響もそれほど大きなものではないと考えられるもの
 - ③ **無規制**（入場料金、払戻手数料、手回り品（自転車、ペット））
 - 鉄道輸送サービスの供給に直接的に付随するものではなく、利用者の利益に与える影響が軽微であると考えられるもの



鉄道運賃の審査基準（総括原価方式）

○ 国土交通大臣は、鉄道事業者が定めた運賃等の上限が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査(鉄道事業法第16条第2項)して認可。



ヤードスティック方式（基準コストの算定）

- 鉄道インフラの維持管理、車両の運行などに関する経費について、競争を通じた効率化を促すため、業界標準を基本としている。
- 平成11年以降、算出方法の変更が行われていない。

■ 算定方法

- ・ JR・大手民鉄・地下鉄の3グループ別に5費目毎の回帰分析を行い、各事業者毎の基準コストを算定する。
- ・ 鉄道事業のヤードスティック方式においては、事業環境の違いを補正する指標で回帰分析した回帰式から、個々の事業者ごとの基準値を定める方法を採用。
- ・ 回帰式に使用するデータは、公表データを用い、回帰式、基準単価、基準コスト等の結果を毎年公表。
- ・ 事業規模や経営環境にばらつきが大きい中小民鉄にはヤードスティック方式は適用していない。



費目	施設量	回帰分析の説明変数		
		JR	大手民鉄	地下鉄
線路費	線路延長キロ	車両密度、雪量	トンネル・橋梁比率、車両密度	車両密度
電路費	電線延長キロ	電車密度、電車線割合	トンネル比率、電車密度、電車線割合	電車密度、電車線割合
車両費	車両数	1両当たり車両走行キロ、雪量	1両当たり輸送人キロ、編成両数	1両当たり輸送人員
列車運転費	営業キロ	1列車1キロ当たり乗車人員、列車密度	1列車1キロ当たり乗車人員、列車密度	ワンマン運転営業キロ割合、列車密度
駅務費	駅数	1駅当たり乗車人員、平均乗車距離	エレベータ・エスカレータ設置比率、1駅当たり乗車人員	1駅当たり乗車人員

事業報酬のレートベース方式による算定

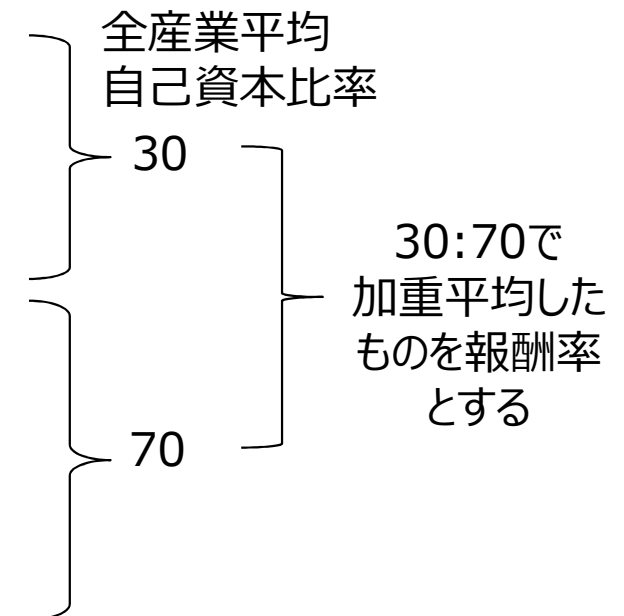
$$\text{事業報酬} = \text{対象資産（レートベース）} \times \text{報酬率}$$

① 対象資産（レートベース） ⇒ 真実かつ有効な事業資産

鉄軌道固定資産、建設仮勘定、運転資本（営業費の4%相当）等

② 報酬率 ⇒ 財務体質の健全化、金利等の経済情勢の変化、一般民間企業の実態等を適切に事業報酬に反映する必要

自己資本 報酬率	① 公社債応募者利回り ② 全産業平均ROE ③ 10%配当を前提とする配当所要率（11%） の3指標の単純平均（過去5年平均）
他人資本 報酬率	借入金・社債（法定債務除く）の実績レートのグループ別平均値（過去5年平均）



- 国土交通省は、具体的な収入額及び原価の算定方法を示した「収入原価算定要領」に基づき、鉄道事業者から提出された収入及び原価を審査。運輸審議会の答申を踏まえ、認可。

■ JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領（抜粋）

第2章 収入・原価の算定方法及び手順

第1節 一般原則

1. 基本原則

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

2. 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

第2節 収入

1. 旅客運賃収入

（1）旅客輸送量

過去の輸送実績を基礎として推定するとともに、これに過去及び将来の特殊要因を考慮し、定期外及び定期別に推定輸送量を算定する。

2. 特別急行料金等収入

旅客運賃収入の推定方式に準じて算定する。

第3節 原価

1. 運賃に係る原価

運賃に係る原価は、次の2から16までを合計した総括原価とする。

2. 線路費、電路費、車両費、列車運転費、駅務費の適正コスト

3. ～16. (略)

○ 原価計算期間（平年度）3年間の収入・支出（原価）について審査を行う。

科目／年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	平年度計	備考
		実績年度	改定年度	平年度	平年度	平年度		
収 入	旅客運輸収入							
	定期外							
	定期							
	通勤定期							
	通学定期							
	特急料金収入							
	運輸雑収（座席指定料金等）							
	合計							
支 出	適正コスト（人件費・経費）							
	特急料に係る経費等							
	運輸雑収等に係る経費等							
	動力費							
	固定資産除却費							
	賃借料							
	諸税							
	減価償却費							
	小計							
	法人税等							
	事業報酬							
	合計							
差引損益								
収支率								